

公園内における喫煙の取扱いの考え方（案）

資料2

1.公園内における喫煙の取扱いの考え方（案）

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置。

（1）喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方（案）

- 常駐管理者がいる公園は、喫煙可能スペースを設けることができる。
※常駐管理者がない公園は、全面禁煙とする。
- 常駐管理者が、喫煙可能スペースの管理・美観維持等を行う。

（2）喫煙可能スペースの考え方

- 公園利用者の動線から離れた場所に設置
- 喫煙可能スペースをコーン等で区画
- 喫煙可能スペースである標識の掲示
- 喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定

●常駐管理者のいる公園（18公園）

管理形態	公園名
市が直接管理	夢見ヶ崎動物公園
指定管理者制度による管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
業務委託による管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
設置・管理許可による管理	橋公園、東田公園、池上新田南緑道

※設置・管理許可：都市公園法第5条に基づく申請により公園施設を公園管理者以外のものが管理する制度。

●喫煙可能スペース導入のフロー



（3）都市公園条例を改正し、禁止行為に「喫煙」を加える考え方

- アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、何らかの対策が求められていること
- 改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までしかないことで、実行性が担保できないこと
- 「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園ルールの周知・案内が分かりやすい形で行えること

考え方：市内都市公園において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

※条例第3条に基づく公園内の行為許可を受け、地域の行催事や公園を利用したイベント等で主催者が一時的に設けた喫煙スペースでの喫煙は除く。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になります。

2.今後のスケジュール

時期	内容
令和7年2月	・都市公園条例改正の議案提案
令和7年4月～6月	・公園内原則禁煙化の看板設置・周知・啓発 ・喫煙可能スペースについて常駐管理者と協議・設置
令和7年7月～	・条例施行（公園内は原則禁煙） ・公園巡回員によるパトロール ・公園内原則禁煙化の看板設置・周知・啓発

3.周知・運用の方法

- 市ホームページ等による周知
- 公園管理団体・関係団体への説明
- 各公園に周知看板を順次設置
- 公園巡回員によるパトロールを実施
- 喫煙可能スペースを設置した公園において、案内看板・園内パンフレット等による案内

たくさんの御意見をいただき
ありがとうございました！

